

別添

8 議事

事務局

ただ今から令和7年度第5回船橋市建築審査会を始めさせていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議の案件は、建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可申請公開1件、建築基準法第43条第2項第2号による許可申請非公開2件、計3件となっております。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

横内会長

ただ今から令和7年度第5回船橋市建築審査会を開催いたします。本日の議題は、お手元の議事次第にありますとおり、建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可申請公開1件、建築基準法第43条第2項第2号による許可申請非公開2件でございます。

議案第1号は公開となっておりますが、締め切りを過ぎても傍聴の申込がなかったため、今回は傍聴人なしですね。

事務局

はい。申し込みはありません。

横内会長

それでは、議案第1号を議題といたします。議案第1号の概要について事務局からお願いします。

事務局

「案件別概要第1号」朗読 記載省略

横内会長

ありがとうございます。

それでは、建築指導課から説明をお願いいたします。

特定行政庁 A

「計画の詳細」説明 記載省略

横内会長

ありがとうございます。特定行政庁の判断をお願いします。

特定行政庁 B

「特定行政庁の判断」説明 記載省略

横内会長

ありがとうございます。それでは委員の方から、御意見、御質問をお願いします。

委員 A

質問ではありませんが、資料3ページの配置図についてです。ここには地

	盤面の高さは細かく記載されておりますが、各棟の建築物の主要な高さの表示がありません。立面図、断面図の方には表示されておりますが、基本的な情報ですので、配置図にも凡例を入れて、高さの表示をお願いいたします。規則で表示すべき事項になっております。 以上です。
特定行政庁 A	はい。承知しました。以後、気をつけます。
横内会長	他にありますか。
委員 B	ディスプレイ棟が新しくグラウンドのところに建つということですが、学校のグラウンドは火事、地震等の際、避難所になるケースが多いです。当該施設のグラウンドは避難所になっていたのかが、気になります。 これが建つことにより、災害時等の避難所がなくなってしまうことが心配です。 その辺はどのようになっているのでしょうか。
特定行政庁 A	避難所に指定されているかは、確認しておりません。尚、グラウンドがなくなることに對して、学校側は、各課で調整するとのことでした。
建築部長	補足いたします。船橋市の地域防災計画上の一時避難場所、宿泊可能な避難場所としては指定されておりません。
横内会長	今まで、何もなかった場所なのですか。
特定行政庁 A	荷役作業訓練コースのフォークリフトの練習コースがあります。こちらが増築後は少し東側に移設するそうです。
横内会長	今の御心配はよくわかるので、致し方ないこともあります。管理をしっかりしていただきたい部分です。 他にいかがでしょうか。
特定行政庁 A	2 ページの都市計画図上に、建築予定地が表示されているのですが、ベタの緑色になっていて、現在の敷地内の状況が分からなくなっています。これを透けるような色にいただけると、すぐわかりやすくなります。

横内会長	確かにベタ塗りをされてしまうと、現状がわからなくなってしまうです。
特定行政庁 A	はい。要望をお受けし、今後、現状がわかるようにいたします
横内会長	他にいかがでしょうか。 なければ、これは既存不適格の日影であって、新しく作ることによって日影が加算されることはないので、同意することにしてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
横内会長	それでは、同意することといたします。 続いては、議案第 2 号を議題といたします。議案第 2 号の許可申請書の朗読を事務局からお願いします。

議案第 2 号及び第 3 号は非公開の審議であるため船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第 8 条第 3 項の規定により記載を省略します。

横内会長	それでは、これもちまして令和 7 年度第 5 回建築審査会を終了させていただきます。本日はおつかれ様でした。
------	--